

公立大学法人新潟県立大学役員の分掌に関する規程

(令和3年4月27日規程第1号)

令和7年9月30日改正

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人新潟県立大学業務方法書第9条の規定に基づき、公立大学法人新潟県立大学（以下「法人」という。）における役員の分掌に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員の分掌)

第2条 役員の分掌は次の表のとおりとする。

役員	分掌	業務
副理事長	法人運営	大学の教育研究に関わる業務 大学の目標・計画 人事、財務、施設、業務評価・改善 コンプライアンス、危機管理等
理事（非常勤）	大学運営	教育、研究、地域貢献、国際交流等

(委任)

第3条 この規程に定めるもののほか、役員の分掌に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年9月30日から施行する。